

石川県公報

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 22 号)

目 次

| 訓 令 | | 告 示 | |
|------------------------------|---|-----------------------------|---|
| ○石川県文書管理規程の一部改正 (総務課) | 1 | ○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課) | 3 |
| ○石川県文書例式の一部改正 (同) | 2 | 土木部 (水道用水供給事業) | |
| ○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人事・組織経営課) | 2 | ○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 | 4 |

訓 令

石川県訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程 (平成14年石川県訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

第 2 条第 8 号中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第 10 号及び第 11 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(10) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

第 14 条第 2 項中「電子文書を除く文書」を「文書 (電磁的記録を除く。)」に改める。

第 19 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 起案文書には、伺い文その他総務課長が別に定める事項を記載しなければならない。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 31 条第 6 項中「電子署名」を「前項に定めるもののほか、電子署名」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 電子契約 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成される契約をいう。) における電子署名の取扱いについては、総務課長が別に定める。

第 33 条第 1 項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

第 35 条 (見出しを含む) 中「電子文書」を「電子メールによる電磁的記録」に改める。

第 40 条中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 未完結文書 (電磁的記録に限る。) は、所属において整理し、総務課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。

第 41 条中「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 完結文書 (電磁的記録に限る。) は、総務課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。

第 43 条第 1 項中「以下この条、第 46 条及び第 48 条」を「次項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 完結文書 (保存期間が 1 年以上の電磁的記録に限る。) は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難しいとき又はこれによることが適当と認められないときは、所属に

において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように、総務課長が別に定めるところにより、第40条第2項に規定する方法により保存することができる。

第44条の前の見出しを削り、同条及び第45条を次のように改める。

第44条及び第45条 削除

第46条第1項中「別記様式第20号」を「別記様式第19号」に改め、同条第3項中「第43条」を「第43条第1項又は第2項」に改め、「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第43条第4項の規定により完結文書(保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。)を整理するときは、総務課長が別に定める方法により、文書の検索を行うことができるようにしなければならない。

第48条第2項を削る。

別記様式第19号を削り、別記様式第20号を別記様式第19号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書例式(平成14年石川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

別表第2契約文例1、契約文例2、契約文例9及び契約文例11中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程(昭和37年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

別表第1の22の項を次のように改める。

| | | | | | | | |
|------|---------|-----------------|------|---|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 22 | 農林総合事務所 | 事務職員 | 作業服 | 1 | 3 | 事務職員については、専ら用地買収管理業務に従事する職員に限る。 | |
| | | 技術職員(普及指導員を除く。) | 雨外とう | 1 | 3 | | 技術職員については、作業服の貸与数量を2着とする。 |
| | | | ゴム長靴 | 1 | 3 | | |
| | 普及指導員 | 安全靴 | 1 | 3 | 森林部の現場指導監督等の業務に従事する職員に限る。 | | |
| | | 作業服 | 2 | 3 | 防寒用アノラックについては、果樹せん定業務に従事する職員に限る。 | | |
| | | 雨外とう | 1 | 3 | | | |
| 作業帽 | | 1 | 3 | | | | |
| ゴム長靴 | 1 | 3 | | | | | |
| | | 防寒用アノラック | 1 | 3 | | | |

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第120号

石川県建設工事標準請負契約約款(平成8年石川県告示第145号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

第10条第1項第3号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第2号」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の規定による協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の規定による協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の規定による協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第34条第9項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第36条中「前払金」の次に「(中間前払金を除く。)」を、「限る。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第36条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第47条第3項及び第47条の3第2項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

第7条の見出しを「(初任給調整手当等)」に改め、同条中「条例第6条の2」を「条例第5条第2項に規定する給料表の給料月額及び地域手当の月額の合計額がその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回る職員、条例第6条の2」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。